

結婚おうえんイベント（九州・山口あかい糸めーる配信対象イベント） 開催要領

この要領では、「OITAえんむす部 結婚おうえん団登録制度実施要領」（以下「実施要領」という。）第7条に規定する「結婚おうえんイベント（九州・山口あかい糸めーるの配信対象イベント）」の実施にあたっての留意事項を示します。

OITAえんむす部 結婚おうえん団（以下「結婚おうえん団」という。）においては、それぞれの特徴を活かしつつ、イベント主催者としての責任を持ってイベントの企画・実施を行ってください。

～イベント例～

- 出会いの場となるパーティーや食事会、バスツアーなど
- バーベキュー、スポーツなど独身男女が一緒に取り組める体験活動
- 婚活に役立つマナーアップ講座等の婚活セミナー

1. イベント企画について

- (1) 結婚おうえんイベントのメルマガ配信回数は1団体につき1カ月に3回までとします。
※同一イベントのメルマガ再配信も1回に計数します。再配信の際も、「結婚おうえんイベント実施計画書」（実施要領様式第2号）の再提出が必要です（イベント内容等の変更はできません）。
- (2) メルマガ配信日は、希望日がなければ申請日の2週間後とします。
※メルマガ配信希望日は、申請日の2週間後～1か月以内で指定可能です。
※再配信は、事務局の内容確認ができ次第配信します。
- (3) 参加人数は男女各5名以上で同数とし、参加費は男女同額で実費相当額とします。
（※商工会議所、商工会、JC、JA、漁協等の団体が、農業・漁業・商工業などの担い手対策・後継者対策として実施するイベントや県、市町村が地域振興や少子化対策として実施するイベント等、男女の条件の差異に合理的理由がある場合を除きます。）
- (4) 参加費の上限は、6,000円とします。（※旅行関係のイベントは除く）
- (5) キャンセル料の設定・徴収は、結婚おうえん団が行うものとします。

2. イベント実施までの流れ

- (1) 結婚おうえん団は、イベントの開催日時、場所、内容を決定する前に（変更可能な時点で）「結婚おうえんイベント実施計画書」（実施要領様式第2号）を事務局に提出する。
（添付書類） イベント参加申込用紙や参加者プロフィール用紙等
（※イベント実施にあたり、参加（希望）者から取得する個人情報の種類が分かるもの）
⇒事務局は、実施計画書の内容を確認し、必要に応じて内容を調整のうえ、実施計画書を受付。
（※実施計画書の受付後は、内容の修正ができないので、留意すること）
- (2) 事務局がイベント情報をメルマガジンにより配信し、結婚おうえん団は参加申込の受付を開始
（※参加受付終了後、男女各5名に達しない場合は中止）
- (3) 結婚おうえん団が参加者を抽選又は先着順で決定し、参加者に対してメール、郵送等で通知する。

《参考：パーティーの場合のモデル例》

- ① 受付（身分証による本人確認や年齢確認と参加費の徴収を行います。）
- ② 開会・進行内容説明
- ③ 飲食タイム

- ④ 1対1でのトーク
- ⑤ フリータイム
- ⑥ カップリング又は連絡先交換（カップリング数又は連絡先交換数は下記4の「結婚おうえんイベント実施報告書」（実施要領 様式第3号）への記載が必要です。）

4. イベント終了後

「結婚おうえんイベント実施報告書」（実施要領 様式第3号）を事務局に提出。

5. 注意事項

- (1) 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (2) 結婚おうえんイベントへの申込者や参加者の個人情報、結婚おうえん団の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用しないこと。
- (3) 結婚おうえん団は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
- (4) 結婚おうえん団は、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。
- (5) 以上の事項は、結婚おうえん団からの登録辞退、実施要領第5条第3項及び第10条に基づき結婚おうえん団でなくなった後において同様とします。